

平成28年台風被災施設整備等対策
実施要領の制定について

28生産第1224号
28政統第1155号
平成28年11月9日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知

この度、平成28年台風被災施設整備等対策実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

平成28年台風被災施設整備等対策実施要領

第1 趣旨

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号の影響により、被災地域において共同利用施設に大きな被害が発生しており、国産農畜産物の安定供給や農業生産の継続、農畜産物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

これらの被災地域における農業生産基盤の回復、産地の体質強化を図るためには、被災地域における共同利用施設の整備等を支援する必要がある。

このため、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書による緊急対策として、被災地域における共同利用施設の整備等を支援するため、本要領により平成28年台風被災施設整備等対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第2 対策の内容

本対策は、平成28年8月16日以降の豪雨・台風の影響により共同利用施設等が被災した地域において行う、共同利用施設等の整備であって次に掲げる要件を満たす取組を支援するものとする。

（1）対象施設等

支援対象とする共同利用施設等は次のアからエまでに掲げるものとし、共同利用施設等の補助対象基準は、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「強い農業づくり要領」という。）ⅠのⅠ－1の第2の5の規定を準用するものとする。

なお、Ⅰの（イ）については、牧場利用の再編成（公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等）の有無を、エの（キ）については、乳業の再編合理化（工場廃棄等）の有無を問わないものとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備

- （ア）ほ場整備
- （イ）園地改良
- （ウ）優良品種系統等への改植・高接
- （エ）暗きょ施工
- （オ）土壌土層改良

イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

- （ア）飼料作物作付条件整備
- （イ）放牧利用条件整備
- （ウ）水田飼料作物作付条件整備

ウ 耕種作物共同利用施設整備

- （ア）共同育苗施設
- （イ）乾燥調製施設
- （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設
- （エ）農産物処理加工施設

- (オ) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 農業廃棄物処理施設
- (コ) 生産技術高度化施設
- (サ) 種子種苗生産関連施設
- (シ) 有機物処理・利用施設
- エ 畜産物共同利用施設整備
 - (ア) 畜産物処理加工施設
 - (イ) 家畜市場
 - (ウ) 家畜飼養管理施設
 - (エ) 自給飼料関連施設
 - (オ) 家畜改良増殖関連施設
 - (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
 - (キ) 乳業施設（強い農業づくり要領ⅠのⅠ－２の第１の６（１）のアの乳業工場及び（２）のアの大型貯乳施設等をいう。以下同じ。）

(2) 対象とする取組

この取組においては、

ア 特定共同利用施設（受益農家が５戸以上の施設であって、（１）のウ又はエに掲げる施設と同様の機能を有する施設をいう。以下同じ。）が被災した場合の当該特定共同利用施設の補修、修繕等及び再取得並びに特定共同利用施設以外の農業生産施設（パイプハウス等）が被災した場合の新たな共同利用施設の整備（以下「再整備」という。）

イ アの特定共同利用施設の補修、修繕等及び再取得又は新たな共同利用施設の整備に伴う、被災した施設の全部又は一部の解体、撤去及び廃棄並びに当該施設用地の再造成等（以下「解体等」という。）

に係る費用について支援するものとする。

この場合、解体等については、当該共同利用施設の整備に直接必要となる費用のみを支援するものとする。

第３ 事業の実施基準等

別紙のとおりとする。

第４ 事業の対象となる地域

本事業の対象とする地域は、平成28年８月16日以降の豪雨・台風の影響により、農畜産業共同利用施設等に大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が機能不全となっている施設等が存在する北海道、岩手県、鹿児島県内の地域とする。

第５ 成果目標の基準

要綱第３の４の（１）の成果目標の基準は、本対策においては次に掲げると

おりとする。

政策目的	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化	平成28年台風第7号等により、農業生産に被害を受けた地域における共同利用施設の整備等	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減

第6 目標年度

要綱第3の4の（2）の成果目標の目標年度は、本対策においては、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、第2の（1）のアの（ウ）の取組のうち、果樹については8年以内、茶については7年以内とし、第2の（1）のエの畜産物共同利用施設整備のうち（ウ）から（オ）及び（キ）については6年以内とする。

第7 交付金の配分基準

事業実施計画について、以下の表に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。

政策目的	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減 （注1）生産量、生産額については、農作物の作付が困難な農地及び被災前と同じ農作物の作付が困難な農地がある場合には、被災前の生産量、生産額から当該農地分を控除して評価できるものとする。 （注2）生産額については、他品目への転換がある場合は、	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）を1%以上増加 12%以上・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント ②被災前に比べて農畜産物生産額を1%以上増加 12%以上・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・3ポイント

	転換後の品目の生産額と合計で評価できるものとする。	3 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント ③被災前に比べて単位当たりの農畜産物の生産コスト、流通コスト又は労働時間を1 %以上縮減 12%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント 上記の①から③までに加え、以下のポイントを加算できるものとする。 被災した施設が特定共同利用施設である ・・・・・・・・・・5 ポイント
--	----------------------------------	---

附 則

この通知は、平成28年11月9日から施行し、平成28年8月16日以後の事業実施主体が行う取組について適用する。

別紙

共同利用施設等整備の実施基準等

1 実施基準

強い農業づくり要領ⅠのⅠ－１の第２の１の（３）、（５）から（８）（ただし、（８）にあっては、新品、新築又は新設を原則としない。）まで、（１１）から（１６）まで、（２０）から（２３）まで並びにⅠ－２の第２の１の（１）、（４）、（６）から（９）（ただし、（８）にあっては、新品、新築又は新設を原則としない。）、（１１）から（１４）までに規定するものとする。

また、平成28年8月16日以降の台風の影響により被災した特定共同利用施設の補修及び修繕（附帯施設のみの補修及び修繕を含む。）を実施できるものとする。これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

その他、下記のとおりとする。

- （１）第２の（１）のウの耕種作物共同利用施設整備の（コ）の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設及びエの畜産物共同利用施設については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に基づく農用振興地域の農用区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第３条第１項に基づく生産緑地地区以外を主たる受益地とすることができる。
- （２）乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設を再整備する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- （３）本対策においては、要綱第４の２及び３の「別紙様式１号」に代えて、本要領の「別紙様式１号」を提出するものとする。
- （４）本対策においては、要綱第７の３及び第８の２の「別紙様式２号」に代えて、本要領の「別紙様式２号」を提出するものとする。
- （５）第２の共同利用施設の整備において、再編合理化を行う場合は、強い農業づくり要領ⅠのⅠ－２の規定を準用するものとする。ただし、交付率及び事業の実施基準、採択要件並びに上限事業費等、本要領に定めのあるものについては、強い農業づくり要領ⅠのⅠ－２の規定を準用しない。
- （６）本対策においては、平成28年８月16日以降に着手した第２に掲げる事業を補助対象とすることができる。この場合にあっては、本要領別紙様式１号の備考欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。

- （７）本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年４月１日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知（以下「事務取扱」という。）」を適用するものとする。

ただし、事業の着手に係る取扱いについては、（６）によるものとし、事務取

扱の第1の5の規定は適用しないものとする。

- (8) 本対策により整備した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得等が可能となるよう国の共済制度に確実に加入するものとし、国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等に積極的に加入するものとする。
- (9) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、成果目標の達成のための推進活動がおこなわれているものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 道県
- (2) 市町村
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農業協同組合
- (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- (6) 土地改良区
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
- (11) 強い農業づくり要領Ⅰ－1の第2の2の（2）の消費者団体及び（3）の市場関係者（野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。）
- (12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (13) 食品事業者（大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。）
- (14) 強い農業づくり要領Ⅰ－1の第2の2の（5）の中間事業者（国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。）
- (15) 強い農業づくり要領Ⅰ－1の第2の2の（6）の流通業者（青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。）
- (16) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。）
- (17) 乳業再編協議会（乳業工場の整備に限るものとする。）
- (18) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社

の総株主の議決権の過半数である団体

(19) 道県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）

3 採択要件等

(1) 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。

ただし、知事が特に必要と認める場合にあっては、受益農家及び事業参加者が3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

なお、事業参加者については、原則として被災共同利用施設又は、共同利用施設以外の被災生産施設を所有又は利用していた者とする。

また、次のいずれかの場合にあっては、事業参加者が3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。なお、イ又はウの場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

ア 2の(7)農事組合法人又は(8)農事組合法人以外の農地所有適格法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 原則として5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。

(イ) 整備を行う者が、人・農地プランに位置づけられた中心経営体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であり、常時雇用農業者数が原則として5人以上であること。

(ウ) 施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(エ) 青色申告により確定申告を行っていること。

イ 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(ウ) 及び (エ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化促進法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

(イ) 特定農用地利用規程（基盤強化促進法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 特定農用地利用規程の区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(イ) 及び (ウ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ) 当該法人の事業の受益区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(2) 2の(17)の乳業再編協議会(以下「協議会」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 道県、農業関係機関、生産者団体、本事業に参加する乳業者、流通業者等により構成されていること。なお、道県、生産者団体及び本事業に参加する乳業者は必須の構成員とする。

イ 事務手続を適正かつ効果的に行うため、協議会の代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。

ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 乳業工場を整備する場合の補助対象は、強い農業づくり要領Ⅰ－2の第2の5の(3)のアの(イ)に掲げるものとする。

(4) 第6に定める成果目標を満たしていること。

(5) 強い農業づくり要領ⅠのⅠ－1の第2の4の(6)に定める面積要件等を満たしていること。

(6) 強い農業づくり交付金及び農業・食料産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知)による費用対効果分析を実施し、投資効率等を充分検討するものとする。

ただし、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用対効果分析の対象外とする。

4 交付率

交付率は、1／2以内とする。本対策においては、整備する施設について上限事業費を設定しない。

ただし、助成対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合の国の交付額は、次のとおりとする。

ア 再整備

- (ア) 助成対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額から、園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- (イ) 助成対象施設が園芸施設共済に加入していない場合には、当該助成対象施設ごとに助成の対象となる事業に要する経費に10分の4を乗じて得た額とする。

イ 解体等

- (ア) 助成の対象となる解体等施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。
- (イ) 助成の対象となる解体等施設が園芸施設共済に加入している場合には、(ア)の助成金の額から園芸施設共済のうち撤去費用に係る支払共済金に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。